附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和元年十月九日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。